

共有物の分割請求者が多数である場合に、民法第二五八条
による現物分割の方法としていわゆる一部分割が許される
とされた事例

最高裁判平成四年一月二四日第二小法廷判決

(平成元年(オ)第八六七号共有物分割請求事件)

(判例時報第一四二四号五四頁以下、判例タイ

ムズ第七八九号一一六頁以下、金融・商事判

例第八九九号三頁以下)

宇都宮 充 夫

〈事実の概要〉

X₁(原告、控訴人、上告人)、亡A、訴外Bは兄弟であり、一審判決添付物件目録(一)(宅地一一三・二二平方メートル)、(二)(宅地一七・八八平方メートル)、(四)(宅地三四・五〇平方メートル)記載の各土地について各自三分の一の持分を有し、同目録(三)(宅地一一四・四三平方メートル)記載の土地については、X₁及び亡Aは各自三〇万一九五分の一二万二八七七の持分を、訴外Bは三〇万一九五分の五万四四四一の持分を有していた(以下、同目録(一)乃至(四)記載の各土地を「本件各土地」という)。本件各土地は、地続きの一団の土地であり、東西一六メートル余、南北一七メートル余のほ

ば長方形の形状をなし、北側が道路に面していることがわかれる。Y(被告、被控訴人、被上告人)は、昭和六一年一月八日、訴外Bから本件各土地についての持分を譲り受けた。亡Aは、昭和六二年二月七日死亡し、相続により同目録(一)、(二)、(四)記載の各土地について、同人の妻X₂(原告、控訴人、上告人)が六分の一、同人の子らX₃、X₄及びX₅(原告、控訴人、上告人)が各一八分の一の持分を、同目録(三)記載の土地について、同人の妻X₂が六〇万三九〇分の一二万二八七七、同人の子らX₃、X₄及びX₅が各一八〇万一一七〇分の一二万二八七七の持分を取得した。その後、X₄は、Yに対して本件各土地の分割を求めたが、両者間に協議が調わなかった。そこで、X₄は、本件各土地を合筆の上、これをX₄とYの持分の面積比によつて東側と西側に分け、東側七七・八四平方メートルをYの単独所有とし、西側二〇一・九九平方メートルをX₄の共有とするよう求めて本訴を大阪地方裁判所に提起した。Yは、現物分割によると土地を極度に細分化することになり、著しくその価格を損ずるおそれがあるから、民法第二五八条第二項の競売に基づく代金分割によるべきであると主張した。

第一審は、X₄らの本件各土地の分割請求は理由があり、これをX₄ら及びYの各持分の割合に応じて分割すべきところ、そのような現物をもつて分割することは本件各土地を極度に細分化することになって、これにより著しくその価格を損ずることとなるから、代金分割の方法によるほかないので、民法第二五八条第二項に基づき本件各土地について競売を命じ、その売得金をX₄ら及びYの各持分の割合に応じて分割すべきであるとした。(大阪地裁昭和六三年三月二九日判決)

そこで、X₄らは、「原判決を取り消す。Yは、本件各土地を合筆の上、これをX₄とYの持分の面積比によつて分割する。訴訟費用は第一審、第二審ともYの負担とする。」との判決を求めて控訴した。

第二番は、本件各土地の分割はこれを競売に付した上、その売得金を共有者であるXらとYの各持分の割合に応じて分割する方法によるべきものと判断するとして、Xらの控訴を棄却した。その理由は、第一審判決理由説示と同一であるから、これを引用するとし、さらに、民法第二五八条によれば、共有物を裁判により分割する場合の分割の方法は、現物分割又は売却代金の分割であるとされているので、適正評価額による持分の買取等による分割の方法は認められないという理由を付加した。(大阪高裁平成元年三月二四日判決)

Xらより上告。X₂、X₃、X₄、X₅の上告理由は、「原判決は現物で分割することは本件土地を極度に細分化することになり、これにより著しくその価格を損ずることになる旨、判示する。しかしX₂、X₃、X₄、X₅の四名は、親子の關係にあり、これを一体と見做すことが出来る。のみならず、右X₂とX₁とは、義理の兄妹、X₃・X₄・X₅は、右X₁と、叔父・甥・姪の關係にあり、従来から同じ一つの屋根の下に暮らしてきたものであるから、これらの者も実質的に一体と見做すことが出来る。結局これらの者と、Yとの間で分割するにすぎないから、実質的には左程細分化することにはならない。にもかかわらず、Xらが求める現物分割による利害得喪に関する証拠調べを全く尽くしていない点において、原審は審理不尽の違法があり、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決は違法であつて、破棄されるべきである。」というものである。また、X₁の上告理由もX₂、X₃、X₄、X₅の上告理由と同じ内容のものである。

〈判旨〉

原判決破棄差戻。「多数の共有不動産について、民法二五八条により現物分割をする場合には、これらを一括して分割の対象とすることも許されること、また、共有者が多数である場合には、分割請求者の持分の限度で現物を分

割し、その余は他の者の共有として残す方法によることも許されることは、当審の判例（昭和五九年（オ）第八〇五号同六二年四月二日大法院判決・民集四一卷三号四〇八頁）の判示するところであり、その趣旨に徴すれば、分割請求をする原告が多数である場合においては、被告の持分の限度で現物を分割し、その余は原告らの共有として残す方法によることも許されると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、前示事実関係によれば、本件各土地の現物分割をするについては、本件各土地を一括して分割の対象とし、かつ、Yの持分の限度でこれを分割し、その余はXらの共有として残す方法によることを妨げる事情はうかがわれず、この方法によるならば、本件各土地を極度に細分化することになるとはいえないから、この理由をもって、現物分割によると著しく本件各土地の価格を損ずることとなるとし、競売による代金分割を命じた原判決には民法二五八条の解釈適用を誤った違法があつて、この違法が判決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり、ひいては審理不尽の違法があるといわなければならない。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件については、Xら主張の方法を含む具体的な現物分割の方法の有無、価格賠償を併用すること（前記当審判例参照）の当否、現物分割を不能ならしめ、又はこれによって著しく本件各土地の価格を損ずるおそれを生ぜしめる事情の有無等について更に審理を尽くさせる必要があるから、これを原審に差し戻すこととする。」

〈参照条文〉 民法第二五八条

〈研究〉

一 民法に規定する共有は、各共有者が何時でも共有物の分割を請求して共有関係を終了させることができるものである（第二五六条第一項本文）。その分割請求は形成権と解すべきであり、これを行使することによって各共有者

間に何らかの方法で具体的に分割を実現すべき法律関係が発生し、各共有者は分割の協議をなす義務を負担することになる（我妻栄著有泉亨補訂「新訂物権法（民法講義Ⅱ）」岩波書店三三〇頁以下）。もし協議が調わないとき、或いは共有者の一部が協議に応じないために共有者全員で協議をすることができないときは（大判昭和十三年四月三〇日法律新聞第四二七六号八頁、最判昭和四十六年六月一八日最高裁判集第二五卷第四号五五〇頁）、裁判所にその分割を請求することができる（第二五八条第一項）。これが裁判による共有物の分割である。この分割の訴えは、当事者が直接利害関係をもつことから、共有者全員が訴の当事者となる必要がある（大判明治四一年九月二五日大審院民録第一四輯九三二頁、大判大正一二年二月一七日大審院民集第二卷六八四頁）。協議による共有物の分割の場合には、民法はその具体的な方法について何ら定めていないので、現物分割であれ（共有物を現実にそのまま共有者間で分割するという方法）、代金分割であれ（共有物を売却してその代金を共有者間で分割するという方法）、価格賠償による分割であれ（共有者の一人が他の共有者の持分を全部取得して共有物の単独所有者となり、その価格を他の共有者に支払うという方法）、いずれにしても共有者間での協議が成立すれば、どのような分割方法であってもその協議は有効なものとみられる。協議が成立する限り、分割が共有持分の割合に相應するものでなくとも構わない（大決昭和一〇年九月一四日大審院民集第一四卷第一七号一六一七頁）。これに対して、裁判による共有物の分割の場合には、民法は現物分割を原則とし、その分割の不可能なとき、又は分割によって著しく価格を損する虞があるときは、例外的に競売を命じ、その代金を分割する代金分割とすべきものとしている（第二五八条第二項）。ただ、現物分割の方法については、民法で何ら定めていないので、通常は、共有物を各共有者の持分の割合に応じてそのまま分割することになるであろう。その際、分割によって生ずる価格の過不足の調整を金銭によって行う方法（価格賠償）とか、多数の共有物を一括して分割す

る方法（一括分割）とか、分割の結果、ある共有者が共有物の一部を単独所有し、他の共有者がなお共有物の残部を共有するような方法（二部分割）等が許されるかどうか問題となる。本判決は、共有物の現物分割方法としていわゆる一部分割が問題となった事例である。

二 多数の共有不動産について民法第二五八条により裁判上の現物分割をする場合に、分割請求する原告が多数であり、被告の持分の限度で現物を分割して単独所有とし、その残部を原告ら多数の共有とする方法が許されるかどうか問題である。すなわち、共有物の分割請求者が多数である場合に、民法第二五八条による現物分割方法としていわゆる一部分割が許されるかどうかという問題である。この点についてこれまで最高裁の判例はなく、下級審の判例として札幌地判昭和六二年五月一日（判例タイムズ第六五七号一〇三頁以下）があるにすぎなかった。これは、遺産分割による宅地、畑など数か所に分かれて存する一〇筆の多数の共有不動産について、その一部を原告ら四名の共有（各共有持分四分の一）とし、残りの各部分を被告ら三名各人の単独所有としたものである。共有物の現物分割の方法として多数の原告らの共有を認めたものである。また、神戸地判昭和六二年九月二五日（判例タイムズ第六六八号一六三頁以下）も類似的判例といえる。これは、共同相続人間の遺産分割により共有とされた宅地、居宅など多数の不動産について、共有土地の一部を原告ら二名の共有とし、同土地のその余の部分とその上に存する各建物を被告ら一名の共有としたものである。共有物の現物分割の方法として多数の原告らと被告らの共有関係の分離を認めたものである。本判決は最高裁としてはじめて、共有物分割請求において分割請求をする原告が多数である場合に、被告の持分の限度で共有不動産を分割し、その部分を被告の単独所有とし、その残部は原告らの共有とする分割方法が許されるとしたものである。その意味で注目し得るものであるといえようが、最大判昭和六二一

年四月二二日（最高裁民集第四一卷第三号四〇八頁以下）に示された共有物の現物分割の方法に対する考え方を基礎としている点を見過すことができない。ここでは、共有者が多数である場合、その中のただ一人でも分割請求をするときは、直ちにその全部の共有関係が解消されるものと解すべきではなく、当該請求者に対してのみ持分の限度で現物を分割し、その余は他の者の共有として残すことも許されるものと解すべきであるとしている。共有者各人が共有物の一部をそれぞれ単独で所有するというのではなく、共有物分割訴訟を提起した一人の共有者が当該共有物の一部を単独で所有し、その他の共有者がその残部をなお共有するというものである。ただ、本判決は、一人の共有者を被告として他の多数の共有者が原告となり、共有物分割訴訟を提起した場合であるから、その点では、昭和六二年の最高裁判決と異なるといえよう。

三 昭和六二年最高裁判決（前掲）に示された共有物の現物分割の具体的な方法とはどのようなものであろうか。この昭和六二年最高裁判決は、森林法第一八六条が共有森林について持分価額二分の一以下の共有者に民法第二五八条第一項所定の分割請求権を否定しているのは、森林法第一八六条の立法目的との関係において合理性と必要性のいずれをも肯定することのできないことが明らかであり、この点に関する立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるものであるといわなければならず、従って、森林法第一八六条は憲法第二九条第二項に違反し、無効というべきであるから、共有森林につき持分価額二分の一以下の共有者についてもその分割請求を定める民法第二五八条第一項本文の適用があるとするもので、その判決理由の中で民法第二五八条による共有物の分割方法についての考え方を示している。すなわち、現物分割をするに当たっては、当該共有物の性質・形状・位置又は分割後の管理・利用の便等を考慮すべきであるから、持分の価格に応じた分割をするとしても、なお共有者の取得する現物の

価格に過不足を来す事態の生じることは避け難いところであり、(i) このような場合には、持分の価格以上の現物を取得する共有者に当該超過分の対価を支払わせ、過不足の調整をすることも現物分割の一態様として許されるものといふべきであり、また、(ii) 分割の対象となる共有物が多数の不動産である場合には、これらの不動産が外形上一団とみられるときはもとより、数か所に分かれて存在するときでも、右不動産を一括して分割の対象とし、分割後のそれぞれの部分を各共有者の単独所有とすることも、現物分割の方法として許されるものといふべきところ、かかる場合においても、前示のような事態の生じるときは、右の過不足の調整をすることが許されるものと解すべきである。また、(iii) 共有者が多数である場合、その中のただ一人でも分割請求をするときは、直ちにその全部の共有関係が解消されるものと解すべきではなく、当該請求者に対してのみ持分の限度で現物を分割し、その余は他の者の共有として残すことも許されるものと解すべきであるとする。

このように昭和六二年最高裁判決は、現物分割の方法として(i)のような分割によって持分の価格を超える現物を取得する共有者に当該超過分の対価を支払わせ、過不足の調整をする方法(価格賠償)、(ii)のような共有物が多数の不動産で、それらが数か所に分かれて存在するときでも、これらを一括して分割の対象とし、分割後のそれぞれの不動産を各共有者の単独所有とする方法(一括分割)、(iii)のような多数の共有者が共有物を分割請求者の持分の限度で現物分割し、その余は他の者の共有として残す方法(一部分割)等それぞれ許されるとするものである。(i)と(ii)は、従来の最高裁判決(最判昭和三〇年五月三一日最高裁判集第九卷第六号七九三頁以下、最判昭和四五年一月六日最高裁判集第二四卷第一二号一八〇三頁以下)を改めたものであるが、(iii)は、最高裁としての新たな判断を示したものである。(i)に関する昭和三〇年最高裁判決は、相続財産の共有は、民法改正の前後を通じ、民法第二四九条以下に規定する

「共有」とその性質を異にするものではないと解すべきであり、従って、遺産の共有及び分割に関しては、共有に関する民法第二五六条以下の規定が第一次的に適用されるとしており、(ii)に関する昭和四五年最高裁判決は、民法第二五八条によつてなされる共有物のいわゆる現物分割は、本来各個の共有物についての分割方法をいうものと解すべきであるが、数個の物であっても、例えば、数個の建物が一筆の土地の上に建てられており、外形上一団の建物とみられるときは、そのような数個の共有物を一括して、共有者がそれぞれその各個の物の単独所有権を取得する方法により分割することも現物分割の方法として許されるものと解するを相当とするとしている。前者は、裁判による共有物の分割の場合には価格賠償による分割は許されないとするものであり、後者は、「…外形上一団の建物とみられるとき」といった限定的な一括分割を許すというものであった。なお、昭和六二年最高裁判決は、共有物の分割請求を定める民法第二五六条の立法の趣旨・目的について、共有とは、複数の者が目的物を共同して所有することをいい、共有者は各自、それ自体所有権の性質をもつ持分権を有しているにとどまり、共有関係にあるというだけでは、それ以上に相互に特定の目的の下に結合されているとはいえないものである。そして、共有の場合には、持分権が共有の性質上互いに制約し合う関係に立つため、単独所有の場合に比し、物の利用又は改善等において十分配慮されない状態におかれることがあり、また、共有者間に共有物の管理、変更等をめぐつて、意見の対立、紛争が生じやすく、いったんかかる意見の対立、紛争が生じたときは、民法第二六五条は、かかる弊害を除去し、共有者に目的物を自由に支配させ、その経済的効用を十分に發揮させるため、各共有者はいつでも共有物の分割を請求することができるものとし、しかも共有者の締結する共有物の不分割契約について期間の制限を設け、不分割契約は右制限を超えては効力を有しないと、共有者に共有物の分割請求権を保障しているのである。このように、

共有物分割請求権は、各共有者に近代市民社会における原則的所有形態である単独所有への移行を可能ならしめ、右のような公益的目的をも果たすものとして發展した権利であり、共有の本質的屬性として、持分権の処分の自由とともに、民法において認められるに至ったものであるとしている。これは、民法第二五六条の共有物分割請求権が共有から単独所有への移行を求める権利であるとともに、共有物の経済的効用を確保する権利でもあることを示している。

四 本判決で示された共有物の現物分割の具体的な方法は妥当なものといえるであろうか。本判決では、本件各土地の現物分割をするには、それらの土地を一括して分割の対象とし、かつ、Yの持分の限度でこれを分割し、その余はXらの共有として残す方法によることを妨げる事情はうかがわれないので、昭和六二年最高裁判決で示された多数の共有不動産について、民法第二五八条により現物分割をする場合には、これらを一括して分割の対象とすることも許され、また、共有者が多数である場合には、分割請求者の持分の限度で現物を分割し、その余は他の者の共有として残す方法によることも許されるという趣旨を踏まえて、分割請求する原告が多数である場合には、被告の持分の限度で現物を分割し、その余は原告らの共有として残す方法によることも許されると解するのが相当であるとしている。いわゆる一部分割が許されるとするものである。同じ一部分割であっても、昭和六二年最高裁判決は、多数の共有者のうちの一人の共有者が分割請求をした場合に、その請求者に対してのみ持分の限度で現物を分割し、その余は他の共有者らの共有として残す方法が許されるという一部分割であり、本判決では、多数の共有者のうちの一人の共有者を相手方として他の共有者らが分割請求をした場合に、分割請求の相手方の持分の限度で現物を分割し、その余は他の共有者らの共有として残す方法が許されるという一部分割である。前者は、原告の分割

請求により被告らがなお共有物の一部の共有を継続することになるのに対して、後者は、原告らの分割請求により原告ら自らなお共有物の一部の共有を継続することになる。いずれも、いわゆる一部分割が許されるという現物分割の方法であるが、本判決は、昭和六二年最高裁判決をさらに一歩進めたものとみることが出来る。このことは、民法起草者の立法意思にも合致するところであり、民法第二五八条について富井政章委員は、「本條ハ此分割ニ付テハ一番大切な條ト思ヒマス：裁判上ノ分割ヲ要スル場合ハ要スルニ共有者が一致シナイ場合ニスルデアラウト考ヘマシタ、デ此場合ニ於キマシテ分割ノ方法ニ付テ裁判所ノ職權ヲ如何ニ定ム可キカト云フニ立法例ガまちまちニナツテ居リマス裁判所ノ職權ヲ廣クスル主義ヲ採ツテ居ル例モアリマス極ク狭クシテ居ル例モアリマス其中ニ色々ノ風ニ規定ガ變ハツテ居リマス：本案ニ於キマシテハ成ル可ク杓子定規ヲ避ケマシテ原則トシテハ斯克裁判所ノ職權ヲ廣クシテ本條ノ但書ニ掲ゲテアル如ク不都合ノナイ限りハ現物デ分割ヲセネバナラヌト云フコトノ其制限外ニ於テハ裁判所ニ全權ヲ與フルコトニシタノデス：、「：其方法ニ付テ何ノ規定モ掲ゲナンダ譯ハ先刻モ申シタ通り但書ノ制限ヲ除ク外ハ裁判所ガ全權ヲ以テドンナ方法ニ依テ、モ分割ガ出來ル斯ウ云フ積リデアリマス」と述べている（法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録』第三十回明治二十七年九月二二日「商事法務研究会」一〇二頁、一〇三頁）。ここでは、現物で分割することができないとき、又は分割によつて著しくその価格を減ずる虞があるときなど不都合のない限り、現物で分割しなければならないとしており、その制限を除いては、分割方法について裁判所に全権を与えるとしている。それだけ裁判所の職權の範圍を広く認めようとするものである。いずれにしても、裁判による共有物の分割の場合には、共有者間の公平をどのように保障し、それをどのように実現することができるかということが重要な点であるから、本判決で示された一部分割がそれに沿うものであるなら、共有物の

現物分割方法として妥当なものといえるであろう。本件において原告らが主張する一部分割とは、本件各土地を合筆の上、これを原告らと被告の持分の面積比によって東側と西側に分け、東側部分七七・八四平方メートルを被告の単独所有とし、西側部分二〇一・九九平方メートルを原告らの共有とするものである。この一部分割は、本件各土地を極度に細分化することに至るとはいえないから、これによって著しく本件各土地の価格を損することにはならないといえよう。もちろん、一部分割によって本件各土地の価格を著しく損することになるのであれば、このような共有物の現物分割方法は許されないことになる。

〔参考〕 本判決については、山田誠一氏の判例解説（法学教室第一四三号一〇頁以下、ジュリスト平成四年度重要判例解説第一〇二四号七一頁以下）、加藤新太郎氏の判例研究（NBL第五二二号五六頁以下）、田尾桃二氏の判例研究（金融・商事判例第九〇八号三四頁以下）、鎌田薫氏の判例評論（法律時報別冊私法判例リマックス一九九三年度〈下〉二四頁以下）等がある。

（一九九四年五月七日稿了）